

令和5年第4回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月7日（木曜日）

10時00分開議

14時05分散会

出席議員（10名）

| | | | |
|-------|------|-------|-------|
| 1番 議員 | 岡田良成 | 2番 議員 | 藤堂賢太郎 |
| 3番 〃 | 藤原大 | 4番 〃 | 野村安夫 |
| 5番 〃 | 大野直孝 | 6番 〃 | 片岡智準 |
| 7番 〃 | 竹本文直 | 8番 〃 | 若藤敏久 |
| 9番 〃 | 藤崎源彦 | 10番 〃 | 大野弘 |

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

| | | | |
|----------------|-------|----------------|------|
| 町長 | 古味実 | 副町長 | 竹本雅浩 |
| 教育長 | 黒川一彦 | 総務課長 | 大石浩平 |
| 企画振興課長 | 荒木紀和 | 農林課長 | 田代秀喜 |
| 町民課長 | 井上竜一 | 医療保険課長 | 谷脇昭仁 |
| 健康福祉課長 | 日浦けさお | 建設課長 | 神岡孝司 |
| 会計管理者兼出納室長 | 片岡博 | 教育次長 | 井上健一 |
| 仁淀総合支所長兼仁淀地域課長 | 片岡龍也 | 池川総合支所長兼池川地域課長 | 大原正人 |
| 代表監査委員 | 吉岡國弘 | | |

職務のため議場に参加した事務局職員

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 日浦嘉平 | 書記 | 安井都 |
|--------|------|----|-----|

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順で配付しておりますとおります。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号3番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○3番 通告1号、議席番号3番、藤原大、議長の許可を頂きましたので、2点質問します。

1点目、6月の定例議会に引き続き、少子化対策について質問します。

本町の補助事業は様々あり、金銭的には助かっていると思われませんが、利用する施設は町外に多く、送迎等の負担も依然重いです。

前回、産前産後ケアについては市内の施設を利用しているとの答弁も頂いております。ほかに町の補助で町外の施設を利用しているものはありますか。町内で完結できそうなものはないか、また、国の方針で異次元の少子化対策にある子育て世代の所得増について伺います。

例えば公務員の副業について、政府の未来投資戦略2018では公益活動に限り認めるとあり、公務の遂行に支障が生じないこと、職務の公正を確保できること、公務員全体の品位を損ねるおそれがないこととありますが、町としてはどう捉えていますか。答弁よろしくをお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えします。

妊娠、出産、子育てに関して、専門職による助言や育児支援を訪問、通所、宿泊で受けられます。このうち宿泊型は、出産後に病院から自宅へ帰るまでの中間施設としてや子育て中に家族や周りの支援を受けられない場合などに、助産師が駐在する宿泊施設を利用できる体制を整備しています。ただし、宿泊施設は高知市に4か所しかなく、受け皿がない、利用しづらい状況は県下共通の課題となっています。

また、保護者の急な病気や仕事などにより家庭での養育が困難な場合、児童福祉施設などで一時的に保護する短期入所事業についても、佐川町と高知市の2か所と契約し、緊急一時的に保護できる体制を整えています。

本町としましては、県とも連携を図りながら、助産師の確保に努め、お母さん方のニーズに応えられるように、事業の見直しと拡充に取り組むこととしております。

また、子育て世代の所得の増加については、町全体としての活性化策としても同じことだと考えますが、雇用の創出が重要だと考えます。

町として関わりを持って直接的に推進できるものとしては、林業従事者増加への支援や稼げる観光への転換といったことだと考えています。間接的な取組としては、空き家対策などの生活環境づくりの支援や都市部との交通網整備が考えられます。

以上です。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

公務員の副業についてでございます。これにつきましては、地方公務員法第38条の規定では、職員は任命権者の許可を受けなければならない、報酬を得て、いかなる事業もしくは事務にも従事してはならないと規定されております。本町の職員につきましては、この規定に基づき、消防団の活動であるとか地域スポーツクラブの指導、また区長になった場合など、申請を出してもらい、業務に支障のない範囲で許可を出しているところではございます。今後におきましても、社会貢献活動を中心に認めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 自席で失礼します。

町外施設の産前産後ケアについては市内4か所と答弁いただきましたが、市内まで行こうと思うと1時間以上かかってしまいます。せめて仁淀川流域、佐川、いの辺りまでと連携して取り組むことができれば、移動時間も半分程度になるのではないかと思いますので、今後よろしく願います。

公務員の副業に関してですが、町の制度としてはできていますが、積極的に利用されているかどうか、教えられる範囲で答えていただければと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤原議員の再質問にお答えします。

産前産後ケア施設を町内に独自で構えることは、費用面、人材面で無理があるのではないかと考えております。空き施設を利用できたとしても、専門スタッフを雇用しなければなりません。また、利用頻度を想定すると、町外にある施設を利用していただくことが一番だと思います。また、近隣町村とも相談をしまして、そういった施設を共同でつくること、活用すること、そういったことができないかなど、今後協議をしていきたいと考えております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

公務員の副業についてでございますが、現在、職員につきましては、正確な数字は把握していないんですけれども、40名程度は消防団に入団し、活動していると思われれます。また、区長も、何名か区長として地域活動にも貢献していただいております。

以上です。

○議長 1問目を終わります。

2問目をお願いします。藤原大君。

○3番 2点目、質問させていただきます。

今年は町内5か所で夏祭りが開催され、どの地区も大変なにぎわいだったように思います。新型コロナウイルスが5類に移行され、町内に活気が戻ってきたと感じますが、十分に配慮の上、活気を取り戻していただきたいと応援しています。

2025年に本町は20周年を迎えますが、イベント等は考えていますか。何か具体的なことがあれば、お願いします。本庁の完成時と10周年のときにも開催されていたようですが、どのような内容だったか、お願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えします。

現在、合併20周年記念誌編集委員会を役場内部に立ち上げ、第1回編集委員会を7月20日に実施し、記念誌の作成に向けて動き出したところです。令和7年8月配布に向けて取り組んでおります。

次に、そのイベントについてはこれから検討することとしており、現段階では未定となっております。ちなみに10周年記念イベントでは、記念映像を作成し、テレビ放送までつなげました。そのほか、町の花、木、鳥の募集を行い、式典で発表し、当日は「仁淀川町のおきやく」と題したイベントの中で、神楽や地域の踊りも披露されました。また、ふ

れあい高新 i n 仁淀川町として、婚活イベント、プロの演奏者によるコンサート、写真展、芸能人や有識者によるトークイベントなどを実施しました。

20周年記念イベントにつきましては、平成の大合併で同時期に合併した市町村も多くありますので、先行事例等を参考にし、今後検討してまいります。

○議長 藤原大君。

○3番 自席で失礼します。

冒頭でも申し上げたとおり、夏祭りがすごく活気があって盛り上がっていました。町内で1つの大きなお祭りを開催してはどうかと提案したいと思います。各地区の文化行事等、出し物をすれば盛り上がる。あと花火も盛大にやれば盛り上がるのではないかと考えています。

○議長 執行部、答弁。荒木課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

町内全体のお祭りというご意見を頂きました。先ほど町長の答弁の中にも、10周年イベントでは「仁淀川町のおきゃく」というような形でイベントを行っております。少し違った形で行えないかというようなことで参考にさせていただきまして、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了します。

通告第2号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 議席番号、2番、日本共産党、藤堂賢太郎です。3点ほど質問を考えておりますが、まず1点目でお伺いします。

町の駐車場管理についてでございます。最近のことですが、交流センター西側の駐車場、ここに国道から入ったところに交流センター駐車場と、無断駐車厳禁という看板が立てられました。今までの利用者から困惑しているという相談がございましたので、お伺いしたいと思います。

その看板には電話番号も受付時間もございません。今までできたのに、なぜというて、そこでお聞きいたします。看板の交流センター駐車場とは、場所はどこを指しているのでしょうか。私がお聞きしたいのは、センター西側で従来から町民が利用している川沿いの広い駐車場についてでございます。ここもセンターの駐車場としての管理でしょうか。看板の位置からすると、そのようにも見受けられます。

私は先輩から空いていたらいつでも使えるよというふうにお聞きして、今まで利用させてもらっております。そう聞いていたので、その看板を見てびっくりというところがございます。状況を見てみますと、やはり交流センター裏側にペンキで名前を書き込んだところがございまして、これが交流センターの駐車場ではないかなと思われました。けど、今立っている看板の位置は、その位置よりは大分手前のほうにございまして、紛らわしいと。もしそこであるなら、看板の移動をお願いしたいというふうなことを考えました。

交流センターも商工会や図書館、あるいはいろんな催し物等で利用される方も多いです。駐車場の確保は大事な内容だと思いますし、無断駐車厳禁は当然ではないかというふうに思います。

では、その西側の駐車場はどこが管理しているのかということも併せてお聞きします。利用者の了解を取り付けないと、もしものことを考えたら、大変なことがあるのではないかなと。今まで当て逃げなどの物損事故などで警察沙汰になったことはございませんでしょうか。係員を置いてまでの対応は、無料駐車場でございますので、とても無理だというふうに思いますが、もし問題が発生すれば、最終責任は町となるのではないかと心配でございます。

旧吾川村、大崎周辺は車庫証明が必要でないために、車の購入時に車庫の証明書が要りませんので、簡単に登録ができると思います。夜間に同一車両が、その存在が長期間であれば、やはり事情を聞き、車庫ではないのでと改善を求めることも必要があるのではないかなというふうに思います。その点も気になりましたので、お聞きしたいんです。

そして今、庁舎の周辺とかグラウンド辺りには職員の専用駐車場として駐車禁止、これは問題ないというふうに私は考えます。土曜、日曜、あるいは祝日の職員が休日のときには、その周辺の方々がその駐車場をお借りしたりすることは何ら問題はないというふうに思いますので、それは今までどおりでよしというふうに考えますが、その駐車場の看板について、交流センターの看板について、確認と対応を考えていただけたらというふうに思いましたので、質問を締めくくります。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えします。

交流センター西側駐車場については、基本的には交流センターの利用者が駐車するスペースとしておりますが、一時的に駐車する場合は、空いていれば駐車していただいても

問題ございません。また、町の主催で交流センターにおいて多数の方が集まる会合などでは、参加者の駐車スペースを確保するため、事前に駐車をご遠慮願いますという看板を入り口付近に設置したりもしております。

今後、交流センターの指定管理者とも連携し、活用方法を協議していきたいと考えております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

あそこの広場の管理につきましては、総務課のほうで現在は管理をしております。

次に、看板の表示の仕方に一部誤解を招くようなものもございますので、そこは協議をさせていただきまして、表示を変える等の対応をしていきたいと考えております。

去年の地域懇談会の中にそういったところの有料化をしたらどうかというご意見もありましたが、なかなか管理するのが難しいので、それは今現在では難しいというような回答をさせていただいております。

以上です。

○議長 2問目、お願いします。藤堂賢太郎君。

○2番 2問目の質問に入らせていただきます。以前にお願いした内容でございますが、確認の内容です。

明戸岩大王線についてお聞きしたいと思います。搬出間伐は当初の予定から見ての進捗状況はどれくらいいっているのでしょうか。私は対岸の国道のほうから見れば、かなり進んでいるようには見えますけども、搬出道路は分かりません。状況が分かればお願いしたいと思います。

さらに搬出間伐が終わった最後のところから、現在、町道として使われている道路までの距離が5、60mはあろうかと思いますが、ここへの取付道路が今後どんなご予定なのか。いろいろ予算もあると思います。一気に難しいかと思いますが、この枠内で建設業者とのすり合わせというか見積りも必要でしょうし、簡単に1年くらいで終わるようにも思えません。ぜひその辺りもお聞かせ願えたらと思います。

さらに道路の認定。以前にお聞きしますと、これは地域道というふうにお聞きしました。その条件はどんなことでしょうか。

私がお聞きした内容は、路面は砂利、そして管理は地域でということだけしか聞いておりません。新しく搬出間伐の道でございますので、非常に軟弱になっております。いろい

ろ業者の人にお聞きすると、この勾配に対して、砂利を敷いたのでは雨で流れてしまうよというふうな言い方をして、これは砂利よりはコンクリのほうが賢明ではないかなというふうな話もお聞きしました。そして川のほうに向かっていますので、路肩の補強と併せてガードレールもできれば設置いただければというふうに思います。下からは比較的上りやすいんですが、上から下りるのはかなり勾配がありますので、非常に気になるところでございます。

さらに、この10年ぐらいの間に2度ほど、前にとまっています沈下橋が大水害と流木のために飛ばされました。その復興費用も相当かかっているようにお聞きしておりますが、二度あることは三度ある。あってほしくないけども、大量の水、あるいは流域の木材等が流れ込みますと、またそういう危険性もないとは言えませんので、そんなことを考慮すると、砂利道という形じゃなくて、コンクリートで路面を固めてもらって、通行しやすいよというのを考えていただけないかなと思ひまして、ご質問を終わります。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えします。

現在、緊急間伐総合支援事業において、作業路を林道大渡線から開設し、搬出間伐を実施しており、間もなく完成する見込みとなっております。

その作業路を生活道等整備事業による補助金を活用して整備するものですが、作業路の舗装や町道大王線までの接続道路の開設が50m程度必要であるため、事業費が大きくなり、単年度での完成はできないと考えております。

本年度は200万円、予算化しておりますが、来年度以降の補助金については地元負担金が10%発生することや、補助金の上限額が500万円であることから、地元の考えも反映する形で進めてまいりたいと思ひます。

道路認定につきましては、町の補助金を活用して地区が整備する生活道であるため、町道認定は考えておりません。

○議長 荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

町長からの答弁にもありましたとおり、上限500万という説明がございました。通常地域づくり補助金活用ということになります。通常やり方としまして、200万、200万、100万というような形で年度を分けて消化していただくというような形のやり方を取っております。その範囲の中でやれる範囲のことをやっていくということになるかと思ひま

す。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 今、それぞれ執行部のほうからお答えを頂きました。

年度をまたがってやるということは、それは当然のことだろうと思うんですが、先ほど町長のほうからお話がありましたが、地域道ということになりますと、私お聞きしたように、砂利道以外にはないということでございますのですね。コンクリートで路面を整えるということは難しゅうございませうか。それだけお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長 大原総合支所長。

○大原池川総合支所長兼池川地域課長 ご質問にお答えいたします。

路面の舗装も含めて、地域の方と相談して、500万円の補助金を有効に活用したいと思っています。

○議長 以上で2問目の質問を終わります。

3問目に移りたいと思います。藤堂賢太郎君。

○2番 小中一貫校の統合あるいは合併についてお聞きしたいと思います。教育委員会としては、県の教育委員会のほうに相談あるいは指導援助を求めているのではないかと思います。その内容はどんなものでしょうか。

私は第2期の仁淀川町教育振興基本計画、これは令和5年から14年までの10年間の計画ですが、安心と信頼のある教育環境づくりという項目の中に、少子化等に伴う児童生徒数の減少に依る項目の中で、学校統合や小中一貫校を検討するとなっておりますが、早急ということではないと思います。10年計画の中でございますのでね。地域住民の意見もしっかり聞いて進めなければならないというふうに考えております。

対策の委員会もできておりますから、これからの進み具合をお伺いしたいんですが、そんな中で、以前に知事あるいは教育長がこういう発言をされております。知事の発言としては、人口減少が進む中山間地域において学校が存続することが重要で、小中学校をなくすということは、その地域の文化拠点を閉じることであり、人口流出をさらに加速させることになるというふうに知事は答えております。そして県の教育長の意見としては、小中学校は児童生徒の教育のための施設だけではありませんと。各地域のコミュニティーの核としての性格を有しておりますので、防災や地域の交流の場としての機能も併せ持つてお

りますというふうな形で、小中学校の合併等について、県議会でそういう意見を述べられております。

ぜひこういうものも参考いただいて、今、教育委員会、教育と言うたら小中一貫校かと、あるいはどこでというふうな話がぼんぼん飛び込んできますので、ちょっと飛躍しているというか、話が先に先に進んでいるような気がしますが、町民の声や地域の様子もしっかり見据えて、時期を考えていただきたいというふうに考えまして意見を述べさせていただきます。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 藤堂議員のご質問にお答えさせていただきます。

通告でご質問を受けておりますので、まずそれについての答弁のほうをさせていただきますと思います。

その内容といいますのが、県教育委員会への指導援助を求めているか、その内容はといったご質問でした。それと併せて、現在の地方交付税で基準財政需要額と学校予算、統合計画後の需要額と学校予算は幾らかといった内容の通告でございました。まずこれについてお答えさせていただきますと思います。

まず、県教育委員会への指導援助につきましては、5月9日に主管課である学校安全対策課と協議を行っております。その中で、今後、学校建設という話になれば、活用できる国庫事業、公立学校施設整備費負担金などの概要をご教示いただきました。

次に、現在と統合計画後の地方交付税の基準財政需要額と学校予算につきましてお答えさせていただきます。小中学校の再編につきましては、8月31日に予定しておりました第1回学校再編検討委員会が大雨のため国道33号が通行止めになったことから延期となり、開催ができていない状況であり、再編の形につきましても方向性も決まっていない状況ですが、ご質問に小中一貫校とありますので、小中一貫校になった場合を想定し、金額を算出させていただきました。

現在の地方交付税の基準財政需要額は1億3,900万円、統合後は概算となりますが約9,300万円です。現在の学校予算額は一般財源ベースで1億3,000万円、統合後は概算となりますが約7,800万円です。以上が通告の内容となっております。

先ほどの質問の中で、県知事の言われたことをということですが、おっしゃるとおり、全くそのとおりでありまして、学校というものは本当に地域のコミュニティーの核、

まさにそのとおりだと思っております。ただ、現在どうして統合かという話になっておるかといいますと、これも今始めたところで、6年後の話、早くても6年後ぐらいになってしまいます。ですので、今の教育振興計画の中での話になると、今まさに始めないと間に合わないような状況にはなっております。

その10年後あたりの児童生徒数につきましても、町内全員合わせて、各学年20名前後となりますので、その人数を考えたときに、各学校、今の現状を維持していけるかというようなことがございますので、まずは検討ということで今回スタートしたところでございます。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 先ほど教育長から指摘されましたが、質問項目の中で1枚、紙を置き忘れていましたので、抜けておりました。現在の予算、あるいは統合後の予算ということをお聞きする予定だったので、すみません、教育長のほうからお答えを先に頂きましたので、申し訳ないです。

私がお聞きしたかったのは、統合問題によって県内の小中学校が統合した、かなり前なんですけど、小中合わせて半数の12校になった町があるんですね。ここでは2割ぐらいの一般財源からの持ち出しが増えたというふうなデータがございましたので、先ほどお答えいただきまして、1億3,000万円の現在の状況から統合されたときには7,800万ぐらいになるんじゃないかということで、かなり5,000万以上抑えられるかということで、私が調べた内容で2割増えた状況とまた様子が違う、時期も違いますので、それは当たり前かも知れませんが、そんなことが気になったものですから、ちょっと拾っておりました。質問が前後して申し訳なかったです。ありがとうございました。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終了いたします。

通告第3号、議席番号1番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○1番 おはようございます。議席番号1番、岡田でございます。議長のお許しを頂きましたので、ただいまから質問をさせていただきます。

今回の質問については、私にとっては大変大事な重要な案件でございます。まず最初に通告しておりました、町民バス、スクールバス。黒塗りになった理由ということで通告しております。

今回もこの一般質問において、議会運営委員会でいろいろ論議をされました。6月の議

会にも委員会からこの質問はすべきでないというふうな指摘を受けてまいりました。そしてまた今回も委員長のほうから、この質問についてはおかしい、本来なら開示請求をし、審査請求をした上で答弁は町長がするだろう。このことについてはおかしい。私は一人の議員として当然、執行部に今までも質問してまいりました。答弁がない、あるいは黒塗りであるというふうなところから、議員としての質問だからいいだろうということを申し上げましたけども、議会では既に通っておる、審査請求をしなければ町長は答弁ができませんと。

そういうもろもろがありまして、その中で委員長はこの内容の条例を持ってこいということで、議会事務局長に条例の提出を求めた。私はいろいろ論議する中で、それであるならば、委員長のほうから私に文書をくれということを申し上げました。しかし、文書は書けない。そしてその後、会の中で議員各位に意見を聞くということで聞いていただきました。そのときに委員の中の1人の農業をやっている委員さんから、議会議員が質問するならばいいじゃないかというようなことを、いろいろけんけんがくがくと論議をされた上に今日の一般質問をすることになりました。

私は6月議会でもそうでありました。今回もそうです。こんな議会運営委員会を聞いたことはありません。そしてまた議会運営委員会は議員の監査委員でもありました。非常に私は嫌な思いをして、その監査委員会からは、委員の委員長からは、今までの論議の中で決算書について中身を審議することをしよったら、言っておいたら、あんたは告訴されるぞというふうな事実の話も聞いてまいりました。その中で今回非常にしんどい思いの議会の質問をさせていただきます。

議題に入ります。今回、たびたびと質問してまいりましたけども、町民バス、スクールバスの4年度の決算書が黒塗りで提出されました。今までは支出の費用の内訳も提出されました。今回はないように。これは条例でも書かれておりますけども、年に1度は決算書を提出しなさいという意味の中から、今回の提出を求めたものであります。

今までは黒塗りでない、支出の決算書も提出されました。なぜ黒塗りになったのか、なぜ提出しないのか。また、黒塗りにした理由、また黒塗りにしたのは、業者がしたのか、執行部がしたのか、明確にお答えを願いたいと。まず1回目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 質問に答えさせていただきます。

当該行政文書は株式会社マネジメントサービスが作成している決算報告書の写しであり、

決算報告しなければならない貸借対照表及び当期純利益以外の文書については、利害関係者以外閲覧することができないものであり、公開することにより競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるためでございます。これは仁淀川町情報公開条例第7条第1項第3号に該当いたします。

次に、令和4年度の支出の費用の内訳が提出されていないがという件であります。以前に提出していたものは、議会からの提出要請に基づき提出したものであり、令和4年度については議会としては提出要請が出ていないためでございます。

○議長 岡田良成君。

○1番 町長の答弁に対してご質問をいたします。

私は若干解釈が違います。この事業は国・県・町、全ての事業費は税金であります。今、7条ということを言われました。私はこの7条の解釈にしても、この事業は公の事業であって、個人の事業ではありません。また、その利益とかいろんなことにそぐうというような話もあったように思いますけども、これも条例の中で開示をしなければならないと。この事業内容が個人の事業ではない、公の事業であると、指定管理である。その指定管理の中の内訳についても、条例の中にありますけども、管理者というのは管理代行でお金を支払われておる。この事業も管理の業務である。そういうものを含めたのが指定管理であろうと思います。だからこれは公の施策であって個人の事業でないというふうに理解をしております。先ほども申し上げましたけど、全部公費です。これ指定管理。業務に対しては代行、管理業務。そういうときに個人の企業でないことを申し上げたい。

それから収支の費用というものを提出されていないと、こういうことでご質問をいたしますけども、先ほど申し上げましたように、全部公費です。そのような中で企業の秘密文書じゃないでしょうけども、今まで出してきた決算が、公の仕事の中の決算が出せない。私は6月にもいろんな意味で質問をさせていただきました。執行部の答弁はなし。そしてまた今回黒塗り。今まで出してきた決算書は黒塗り。費用は出されない。先ほども言いましたけども、これはどこが黒塗りしたかということに対しても答弁が漏れておりますけども、そのことも再度答弁していただきたいと思っておりますけども、私は今回、この事業については、全く事業者が利益を上げていない。運賃といたしますか旅客費ですね。これも中学生100円、一般者は200円。これだけの売上げがありますけども、この売上げも全部業者のもの。取ると言うたら分かりいいですけども、協定に書いておりますけども、この事業は全部公費でやっていますよ。そしてまた、あと毎年決算書を提出してくださいということは

一年一年、この管理業務に対し、執行されておるか、資産の内容についても精査をして、削れるところは削れる、そのための決算書であろうと思います。もう一度、皆さん方、考えていただいて、この事業は個人の事業であるか。公の事業であるか。全部公費です。私は今まで言ってきておりますけども、これ業者に言っているんじゃないですよ。執行部が随意契約、執行部は業者から出された予算の内容について審議をし、それでお金を支出しておるということからしたときに、そして解釈の仕方ですけど、私はこれは個人の事業ではないということを言明しております。そしてこれは誰が黒塗りにしたのか、どこがやったのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

黒塗りにしたのは町か指定管理業者かということでございますが、最終的に黒塗りをしましたのは町でございます。ただし、当該指定管理業者の意見を聞きながら、当該指定管理業者は顧問弁護士と相談して対応したというふうに聞いております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 今まで出しておった決算書、あるいは収支の費用が出せない。今までどおりの書類が出せない。そしてまた黒塗りにした執行部。そして間は顧問弁護士に相談した、こういうような話。私は頭をすっきり考えたときに、業者が出してきたものを執行部が黒塗りに出さないかんというものは考えられない。言い方によったら、出してきたものを、執行部がまずいことしたから黒塗りにしたというふうな理解しかありません。だったら、業者が出してきたものをそっくり出したらどうですか。今までは出しております。いろんな意味で今まで言ったことに対する答弁がない。それに対して黒塗りを持ってきた。ますます不信感が増しております。もう一度、その辺りをしつこいようですけども、答弁をよろしくお願いします。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

今までは出していたけど、なぜ出せないのかということでございますが、町長も説明いたしましたとおり、過去の部分につきましては、去年たしか全員協議会であったかと思うんですけども、そこで過去5年間の決算を出しなさいと議会ということで言われたので、出させていただきました。今回につきましては、黒塗りににつきましては、一個人の

方からの請求でございます。

以上です。

○議長 3回ですので、終わりです。以上で1問目の質問を終わります。

2問目に移りたいと思います。岡田良成君。

○1番 2問目についてお伺いいたします。この保険については、基本協定書の23条、対物、対人、車両、搭乗者傷害補償に対応した自動車保険のみを掲載されているのが協定書ですね。町長は、社長の保険は不測の事態が起きた場合に事業継続をするための保険であり、継続するためとの答弁であったが、協定書にはない項目で、なぜ支払われておるのか、お伺いしたいと思います。

そしてまた不測の事態が起きた場合、事業継続が保険を掛けていなければなぜできないのか。そしてこの内容について、このマネジメントサービスから保険料がこれぐらいかかりますよという予算が計上されておる金額が58万2,400円です。この隣には令和3年度の実績と書いてある。そこで3年度の使っていますよという予算決算書、これには保険料が390万3,560円。これにはこれだけお金がかかっていますよという決算書が出ております。そしてまた要望額には先ほど申しあげました金額、随分の金額の差がありますけども、社長の生命保険がこれに入っているんだろうと思いますけども、それにしても差額が多過ぎる。この内容の説明を重ねてお願いしたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 令和4年度の保険料について問うということですが、適切に業務が行われていると認識しておりますし、また、総務教育民生常任委員会の委員長報告のとおりでございますが、今後も当該指定管理者との連携を緊密に取り、見直しが必要であれば協議し、よりよくなるように対応していきたいと考えております。

また、事業継続のための保険とはどういうことかということですが、不測の事態が起きた場合に会社の維持管理上また事業運営上、資金的に必要であると考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 事業継続ということでありますけども、もし仮に社長が不測に入った場合、継続ができないという理由が私は分かりません。そのために車両保険を掛けて万全を期してやっている。しかし、社長の保険を掛けなければ不測の事態が起きた場合、この事業ができない。この理由が分かりません。

それともう1点、先ほど申し上げました金額の差。そしてまた1つは、この規則にない保険料を支払う場合には、その時点で町長に保険を掛けたいがいかがでしょうかという文書の取り交わしをするように条例はなっていると思うんです。そのときの文書の取り交わし、こういう保険を掛けたいから、執行部に構いませんかというものを問わなきゃいけないというふうに思っております。そのことができておるか、ないか。もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

まず、保険でございますが、会社が入っている保険ということで、対象が社長ということになっております。これは社長に何か万一のときがあった場合以外にも、途中で解約して、不測の事態にその資金を充てるということも可能となっております。

次に、基本協定の第23条の保険でございますが、これは自動車保険に係る保険でございますので、岡田議員の言われるように、この項目には該当しない。ただし、この社長の保険につきましては、会社の維持運営上必要であると認識しております。その部分についての文書の取り交わしはしておりません。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 今ご答弁いただきました。社長の生命保険は会社で掛けておるといふうなご答弁であったと思います。私が今言っていることは、会社で個人で掛けるのは何ら問題ありません。しかしながら、この保険は全部公金で掛けている。公金ですよ。会社が利益を上げて会社が掛けるのは何も問題ありません。質問することも邪推です。公費で掛けているから、いいかと、こういうことを聞いています。そしてまた条例にないことについては、承諾を受けなければならないということを条文に書いています。これは文書で取り交わしをしないといかんです。書いています。

私は即、答弁を聞いて、いろんなことで考えておりますけども、抜けたこともありますけども、まずこれは全部公費ということです。個人で掛けるのは構いません。何に使おうと構ん。交際費も構ん。そのようなことで3回目ですので、しかし、私はこれ11月からこういう議論をしてまいりました。なぜならば、今まで執行部の方々が言っていることを理解していただいて、内容を精査して、今年度の当初予算に、もっと慎重に予算にそれをしてほしかった。請求されたことにして、こういうことがあるということを吟味してほし

かったというのが一番の残念なことであります。

そして、私はこれでこの件については、あと質問はいたしません。最後の総括として、この事業は全部、国の税金、あるいは県民あるいは町民の税金で行っておる事業であります。そしてまた年に1度は決算書を45日に提出をなささいという条例も書かれております。先ほど申し上げました、議案書の提案された、先ほど申し上げましたけど、保険にしても全部、町長にお伺いして、町長が了解した上の保険でなければならないというように条文に書かれています。

そういう意味で、先ほども申しましたように、私は間違っておるなら議会を辞めますということも言っております。最後の質問であります。最後の総括であります。このことに対してお答え願えればお願いしたい。これ書いておりますが、総括ですから、書いておりませんけれども、お答えをできなかつたら、それで結構です。

まず、今言う保険料について、今申し上げましたとおりの順序を追わなければならない。金額については、執行部の答弁については、この差についてはありませんでした。そしてまた交際費についても総括です。86万3,849円、3年度は。29年度は151万何がし。交際費は私は要らないと思います。慶弔費は認めてもいいけど、要らないと思います。

それで除雪機にしても総括総括。除雪機にしても、購入は2年3月、375万。売却が4年6月に売却をしております。その間に保管はどうしておったか。私は町長選挙のときに町長と一緒に回りました。田村の現場で重機を使っておりました。この除雪機にしては、用居の現場である業者が使っております。写真も全部残っています。証拠もあります。こういう経過を見ております。そしてゴルフの会員権、こんなものは必要ないです。こういうことをお訴え申し上げたいと思う。

今まで議会でもいろんな論議をされました。議会議員の構成は8対2で、議会としては何も処理の仕方がありません。そこで私は前回も申し上げましたけど、世論の方に今回の議会のことをお伝え申し上げて、これを告発するというのは大変な勇気が要ります。家族にも迷惑をかけます。その勇気を持って、町民のために私は今やっているつもりであります。

最後に申し上げますけども、今まで開示請求をしてきた。一部は開示をされました。書類の不存在ということでもいまだに來ておりません。今回、ある方にご相談申し上げ、私は、よく聞いてください、今までに警察署、あるいはもう1人の方は地検へ持っていっております、ご相談に。私は今、皆さんに申し上げますけども、画面の前で申し上げますけども、

有印私文書偽造、ほか同行使罪、刑事事件として正式にある機関に告発をするつもりで準備ができました。できるならば、この仁淀川町で収めたいという努力をしてまいりましたが、議会では通っておる、いろいろ言いよったら告訴される、そしてまた今回の5月8日の常任委員会で、社長からはこの件については弁護士に相談している、民事でなく刑事事件と聞いておる。もって限界があると。6月議会を見て判断するということをおっしゃっております。そのときに監査委員会からは刑事事件を立証される場合は議員は辞職をせなかん。勇気を持って行動してほしいという発言もされております。そしてまたこのような議員がおる以上、仁淀川町として前に進めない。前に進めないということは、おって邪魔になるという発言もされております。

そしてこれは言っとなきゃいけませんけども、この締めくくりに大石総務課長から次年度はどのようにして、プロポーザルにするか入札にするかという話まで出ています。これは業者を、議員がおる、執行部がおる。そして今後、契約の方法ということまで話をされておる。プロポーザルですか、次はどうするかという話をされた。大野議長からは、社長にも大体の話を聞いておるということでおっしゃっております。これは私から、これは自分の責任でありますけど、談合に近い話をしておる。あつてはなりません。

最後には世論の力をどうぞ貸してもらいたい。仁淀川町の議会では何もありません。8対2。私は町民の今の生活を見とったときに、どれだけ難儀して税金を払っておるか、どれだけ大事な税金であるか。もし仮にこの事業が個人であったならば、こんな事業は絶対しりません。残念なのは、今まで言うてきたことも空耳で聞くんじゃない、真剣に聞いていただいてやってきたら、こういうことは起きなかった。言っても言っても分からない、分かってもらえない。議会には通じません。だから私は司法の手を借りて、全部裏は取れています。そういうことでこれから告発文書を持ってその機関へ行くつもりで準備ができました。

これは私の報告であり、最後の質問であります。この件に対して何か答弁があったら、お願いしたいと思います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 岡田議員の質問にお答えします。

公共事業は全て公の事業を個人の業者へ委託する、もしくは請負するもので、個人事業者の営業活動と考えます。契約金額内であれば、指定管理者の場合は一定の裁量権を持っているものと考えておりますので、先ほど言われた保険料、交際料についても認められる

のではないかとと思いますが、今後におきましては真に必要なものかどうか、そういったことも確認をしながら実施していきたいと考えております。

また、今後の契約の方法ですが、プロポーザルによる委託契約、そういったことも考えていかなければならないと考えております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えします。

確かにこの指定管理についての契約形態につきましては随意契約にはなりますが、ただし、議会の議決を頂いておりますので、その効果はその業者は認めていただいたというふうに認識しております。

以上です。

○議長 暫時休憩します。11時半まで休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第4号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 議長の許可を頂きまして、一般質問をさせていただきます。通告第4号、議席番号7番、竹本文直でございます。

仁淀川町にとって最重要課題は何かという問いなんですけども、本町の人口は、県の資料、ここにありますが、高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数、令和4年、5年と、これで調べてみました。これによると、令和4年10月1日、総人口が4,529人。令和5年、今年の8月1日が4,401人。10か月で128人減少。ちなみにですが、平成26年10月の人口は5,746人。9年間で1,345人減少しております。年齢別では、令和4年10月、15歳未満は324人、率にして7.2%、令和5年8月が318人で、同じく7.2%。65歳以上では、令和4年10月が2,584人で率が57.1%、令和5年、今年の8月は2,505人で率が56.9%、少し低下しております。平成26年10月は、15歳未満416人で率が7.2%、65歳以上が3,028人で52.7%ということになっています。高齢化率はこの9年間で4.4%上昇しておるんですが、15歳未満ではほぼ同じ率であります。

このままいくと、10年後には3,000人を割るのは確実な情勢です。このことを踏まえて、本町にとって今実行に移すべき最重要課題は何か。全ての課長さんにお答えを頂きたいん

ですが、時間の関係もありますので、本町のかじ取りを担う企画振興課長、そして総務課長、町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えします。

人口減少と少子高齢化は、本町の政策全体に大きく影響を与えることが予想されることから、人口減少対策と少子高齢化対策を町の最重要課題として取り組む必要があり、町の将来像と現状の課題を見据えながら、まちづくりの方向性を見極める必要があります。

これらの対策については、仁淀川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に示しておりますが、政策全体のさらなる改善により、町民が主役となり、仁淀川町に住んでよかったと思えるまちづくりを推進していきたいと考えております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

総務課での重要課題ということだと思われませんが、先ほど町長が申しあげましたように、人口減少、少子高齢化によりまして、集落の維持が大変難しくなってきております。一地区だけでは、なかなか集落の運営ができないという声も聞きますので、地域全体で取り組む必要があろうかと考えております。

そのためには地域コミュニティを形成する必要があり、町といたしましても、地域長制度の導入を促進していきたいと考えております。また、10月をめどに地域長制度を導入した地域に交付金を出すように進めております。

以上です。

○議長 荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 ご答弁させていただきます。

町長の答弁のとおりでございます。具体的には雇用の創出が重要だと考えております。林業従業者の増加への支援であるとか、観光振興による稼げる観光への転換であるとか、農業における6次産業化の推進であるとかということが考えられます。

さらに、町といたしましての取組としまして、空き家対策などの生活環境づくりの支援を行って、町外からの移住者増につなげることだと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。ほぼ私と認識は同じじゃないかなと、お三方の答弁を聞

いて感じました。

この10年を顧みまして、高齢化率は上がっているんですが、15歳未満の人口比率はあまり変わっておりません。このことは何を示しているかということ考えたときに、これは今までの移住政策の成果がここに現れているのではないかなというふうに私は思います。児童生徒数の経緯を見ても、それは分かります。今までの移住政策がなければ、もっともっと高齢化率が上がっていたんじゃないかなというふうに思います。

総務省の国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の高齢化は西暦2035年、あと12年後ですけども、6割を超えるという予測となっています。この予測を少しでも覆すには、思い切った施策を打たなければなりません。人口減少は致し方ないことですが、15歳以下の人口を増やす施策、高齢化率を下げる施策、私はこの1点に絞って、今後の町政をやっていかなければならないというふうに考えます。

7月29日でしたか、行った初めての議会と町民との意見交換会、この中でいろいろ意見を頂いたんですが、この中で出た意見で、本町は今ままであと何年もつかという問いがありました。ある議員は、あと10年と答えておりました。私も今までは当たらずとも遠からずだというふうに考えております。

幸いなことに本町の財政は、決算書を見ても分かるように、県内でも大変優秀な健全化率で、少々の投資には耐えられる体質だろうというふうに思います。このまま正直言って、座して優良財政を保っていくのか、少々冒険をしてでも発展的投資をしていくのか。今、岐路にあると言っても過言ではないと思います。

15歳以下の人口が増える施策を重点的にやっていく必要があると思いますが、お答えを願います。

○議長 古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えします。

交付税の算定には国勢調査の人口が用いられ、人口減少は財政上大きな問題となります。

人口減少の原因は、住環境や生活環境、また高等学校の通学の環境、交通インフラの遅れなど様々であり、その一つ一つを解決する必要があります。中山間地域ほどその解消は難しく、また、解決には財政上、大きな負担となってきます。

このことから、国・県への陳情、有利な補助金の活用、過疎債の活用などで対応していく必要があるかと思えます。

仁淀川町にとって最重要課題は一言でいえば人口減少ですが、人口減少の原因となれば

多岐にわたり、様々な問題があります。その問題を一つ一つ解決していくしか方法はありませんが、さらなる移住施策またUターン施策、こういったものを推進していき、少しでも人口減少率が抑えられるような施策をこれから取っていきたいと考えております。

○議長 荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 現在までの移住者の方々の現状をここでご報告させていただきたいと思っております。

移住相談員等によりましての取組は平成25年度あたりから本格的に始めておりまして、現在までで236名、155世帯の移住者を受け入れております。その中で転出者もやはりおられまして、70名、57世帯となっております。よりまして、166人、98世帯の方々が引き続きお住まいいただいている現状となっております。なお、この中には林業研修生からの定住者も含まれております。

中身を見てみますと、定住率は約70%となっております、比較的高いのではないかと考えております。また、20代、30代の世代が全体の42%を占めておりまして、10代以下の世代が10.2%を占めております。このことは少子高齢化対策により効果をもたらしているものと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。予想どおり、移住というか移住してきて定住された方、若い方が結構おいでということで、児童生徒数も維持されているというふうに理解できました。

ここに1冊の本があります。これは『田園回帰1%戦略』、著者は藤山浩さん。著者は島根県の中山間地域研究センターに所属されておりまして、長年、島根県の中山間地域の問題点を研究されております。2014年に日本創成会議が出した人口予測によると、全国の半数の市町村、49.8%が消滅すると。これはすぐではないですが、たしか2050年あたりだったと思います。そういう予測をされています。本町も、もちろん該当町村の1つで、高知県でも筆頭格であります。

しかし、この本の著者によると、やり方次第では地方は消滅しない、実際に島根県では県の大半を占める中山間地域の3割以上の地域、エリアでこの5年間、この本を書いたのは約8年前です、5年間で4歳以下の子供が増えている。特に離島や山間部など田舎の田舎と言われるところで若い世代のUターン、Iターンが目立って増えていると。このよう

な田園回帰を広げるため、ビジョン、戦略を立てて、循環型社会への進化を展望しつつ、大胆に提案をし、1年に1%の人と仕事をその地域に取り戻す。そうしていけば、その地域は安定的に持続し、消滅はしないとこの本に書かれています。これは長い間研究した論文です。

地方創生で全国的に有名なのは隠岐の島。島根県の海士町ですけども、ほかにも人口が増えたところがあります。若者が増えたところがあります。島根県的美郷町やったと思いますが、人口4,355人、高齢化率47.9%は今の本町と同じような規模のところですよ。この町では人口減少を受け、地域資源を生かした産物づくり、すぐに住むことができる住宅が少ないので、若者定住住宅を地域ごとに分散し、4戸から8世帯ずつ整備すると。こういうことに重点的に取り組んだ結果、人口減少率は非常に改善しております。たしか、この町は人口減少率が1%ぐらいじゃなかったかなというふうに思います。

次に、邑南町ですが、ここはちょっと規模が大きくて、人口は9,838人、高齢化率46%。この町は日本一の子育て村を目指し、攻めの施策としてA級グルメ構想。これは100年先の子供たちに伝えられる町の食文化を掘り起こし、誇りにつなげる定住プロジェクトとして、日本一の子育て村構想、子供支援の各施策、今ある保育園、小学校、中学校を明確に残していくという方針、そして徹底した移住者支援。移住前後でU・Iターン者は地域になじめるよう支援できるように人員配置を積極的に行う。その他にも参考になる事例はたくさん書いてあります。

人口が増える要件として、教育が大きく影響し、若者が増えた地域は、まず学校を存続させ、守り抜く。地域を存続させていくのだという強い信念。そして思いが強い地域が増えております。学校統合を推し進めた町は総じて人口減少率は増えております。今、行き過ぎた資本主義社会、経済社会に疑問を持つ人間が増えて、循環型社会を求めて田園回帰を目指す人々が増えております。町内に移住された方々と話をしても、そのことは強く感じております。

このような視点で見れば、本町はまさにその最先端の町。この優位性をもっとアピールすべきであろうと思います。町の執行部だけではなく、職員一人一人、我々議会議員一人一人、そして住民が強い思いを持ち、この地域を仁淀川町を守らなければ、あと10年もすれば消滅します。そこまで来ておると思います。

今現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間もあと1年僅かということになりました。後ろ向きの議論ではなく、100年先もこの仁淀川町が発展できる次期計画を立

てるべきだというふうに考えます。この件について、今から次の総合戦略を考えていくんだろうと思いますが、ぜひこういう視点に立って計画に入れてほしいというふうに思います。この点についてご答弁をお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 竹本議員の質問にお答えいたします。

自然の美しさ、そして伝統文化のすばらしさなど田舎のよさを発信し、都会にはない魅力をアピールしていきたいと考えております。

それによって移住者またUターンが増えてくれば、非常にありがたいと思いますし、また、定住住宅など住宅が今不足しておりますので、毎年毎年そういった住宅も建設しておりますので、今後そういったところにも居住していただき、少しでも人口が増えるような施策を進めていきたいと考えております。

○議長 暫時休憩します。

2問目については午後から行いたいと思いますので、今から1時まで休憩します。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

午前中に引き続き、竹本文直君の2問目の質問を行います。竹本文直君。

○7番 2問目の質問をさせていただきます。おなががいっぱいになったので、眠たくならないように頑張りたいと思います。

昨年、令和4年12月に福井県池田町が移住希望者向けに、池田暮らしの七か条という文章を発表しました。いろいろ話題になりました。内容については読んでみます。

私たちは池田町の風土や人々に好感を持って移り住んでくれる方々を出迎えたいと思っています。しかし、池田町への思い込みや雰囲気だけで移り住まわれることには不安を感じています。移住者、地元住民双方が知らない、聞いていない、こんなはずではなかったなどによる後悔や誤解からのトラブルを防ぎたいと思っています。そこで長く池田町で暮らし続けていただくための心得や条件を池田暮らしの七か条として作成しました。ご理解を願いますということで、七か条は書かれています。

これは移住者が増えるとともに様々なトラブルが発生する。これはどこの町でも同じだろうと思います。ちなみに池田町の人口は2,300人。毎年20人ほどが移住しているようで、

まさに先ほどの質問の1%戦略を実践していると思われるような町です。発表当初はSNSなどで物議を醸し、相当な批判もあったようですが、移住希望者からすれば、最初から本音分かるので安心して移住を決められると、おおむね好評のようであります。

この池田町は去年の12月に発表しましたが、その前に和歌山県で同じような条件を出している町があります。ここでも本音で直言、むしろ安心ということで、これは農業新聞の6月23日、ある住民からこんなものが出てたぞ、読んどけということで頂いたものです。

今、移住希望者は確実に増えていると感じています。移住者と地元住民とのトラブルを未然に防ぐためにはこういうことも参考になるのではないかなと思って、紹介させていただきます。

さて、2問目の迷惑駐車対策を聞くということですが、今年も仁淀ブルーを求めて多くの観光客が訪れ、駐車場不足もあり、迷惑駐車が散見されて、住民が迷惑する実態があります。今年の8月は雨の日ばかりで晴れの日が数日しかありませんでした。特にお盆の時期は台風の影響もあり、例年ほどの観光客はいませんでしたけれども、7月の連休、土日には多くの車が押し寄せ、駐車場所を探してあちこちに迷惑駐車が見られました。

近年は体験型観光が主で、川遊びのメッカとなっている宮崎の河原周辺で駐車場不足があります。過疎計画に観光の推進を書いておりますが、観光客誘致を進めるには、まず駐車場を含め、受入れ体制を進める必要があります。下土居地区に駐車場が必要だと考えて提案もしております。その後の進捗状況はどうなっているかお聞きしたいと思います。

駐車場ができれば全て解決するというものではありません。様々な対策をしなければならぬと考えるが、どのような対策が必要と考えるかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

以前には道路への違法駐車が原因で渋滞が発生し、住民の皆さんにご迷惑をおかけしたことがあり、関係機関とも協議し、ポールを設置し、車の進入をできなくしたなどの対策を行った経緯があります。また、町道においては駐車禁止の看板を設置して、警察にもパトロールの協力を頂き、対応しております。

近年は役場が把握している違法駐車の苦情は、町道安ノ川線のみで、警察と協力して対応しており、以前に比べれば違法駐車の数は減少していると感じていますが、依然なくなっておりません。引き続き、警察など関係機関と協力して取り組んでまいりたいと思

ます。

○議長 荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

対岸の駐車スペースの検討と、その後どうなっているかというご質問に対しましてお答えします。

現在、地権者の方々に対しましては、町として利用させていただきたいが、利用方法につきましても、もうしばらく検討する時間を頂きたいとしております。

当初、国道、町道での違法駐車解消のため、駐車スペースとして活用させていただきたいとしておりました。このことは今でも1つの選択肢でございますが、宮崎の河原利用者のさらなる流入を促し、現場の混雑に拍車をかけるのではないかとご指摘もまた頂いているところでございまして、別の何かを活用できないか、また、民間の活用を取り入れられないものかなど、今検討しているところでございます。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 この迷惑駐車の問題は、宮崎の河原周辺で多発しているんですが、上土居の安の河原の周辺とかいうところにも迷惑駐車がかなり見られます。対策をしないといかないと思いません。

下土居の駐車場というところは、様々な意見があるのは分かりますが、駐車場が不足しているのも事実です。地権者にも早く協力を願って。今年の春の質問では9月頃には何とかめどをつけたいと、予算的にもめどをつけたいといったふうな答弁も頂いておりますが、それまでにまだ至っていないと、検討検討だけでは何事も前向いて進まんとしますので、ぜひ強く進めてほしいというふうに思います。

宮崎の河原周辺が川遊びであまりにも混雑するので、あるSUP業者は明戸岩の砂防堰堤上部の河原で営業をしています。ここでも迷惑行為があるようで、事例を申すと、民家にトイレを借りに行く、そして国道の縁に車を止め、中には白線からはみ出た状態で車を止めておいて、カーブをもうたら、そこに車をはみ出しておいて、怖いこと当たりよったという声も聞いています。

この業者は、じゃらんという旅行会社のサイトですけど、そこに広告を出して、お金を取って、場所は明戸岩ですよということを書いています。駐車場については、近隣に駐車場あり、無料10台と書いちゃうわけ。どこにそんな駐車場があるのか。不思議でたまりま

せん。こういう実態もあるので、本町にとってメリットのある観光事業者であればいいんですが、税金も何も本町に落とす、この業者は本町にとっては何のメリットもありません。ただ迷惑だけやというふうに思います。そんな業者には来てほしくないというのが私の本音です。この辺りもなかなか法律的な問題があって、規定が難しいのはよう分かるがやけど、何らかの対策を考える必要があるんじゃないかなというふうにと思いますが、答弁をお願いします。

○議長 執行部の答弁。竹本副町長。

○副町長 ただいまの竹本議員の再質問にお答えいたします。

まず、下土居の駐車場でございますけれども、今、企画振興課長が申しましたように検討中でございますが、何らかの活用をしたいというふうに考えております。全域、全部を駐車場にするかというところは1つの懸念というか検討材料でございますので、その辺を整理して、活用に向けていきたいと思っております。

アウトドアセンター以外も、池川茶園等、バスを止められないようなところもありますので、そういったことも考えて整備をしたらどうかというふうに考えております。

それから明戸岩付近のSUP業者の活用ですけれども、なかなか国道でもありますし、私もあそこはたびたび通るんですけども、国道の道路石にはみ出してというところまではまだないようです。そういったところで監視は続けていきますし、また、観光条例も整備をさせていただきましたので、そういったところで道路管理者、警察等とも相談しながら、何らかの対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 近隣住民が困らないように、対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

明戸岩のここについては、迷惑駐車だけでなしに、先日、後でまた質問が出てきますけれども、宮崎の河原で悲しい事故が起きました。お亡くなりになられた方にはお悔やみを申し上げたいと思うんですけども、明戸岩でも同じようなことが起こりかねません。正直言って。あそこの明戸岩の堰堤を飛びこけたら命はないと思ひます。そこら辺も含めて対策を考えていただきたいと思ひます。

これは要望になりますが、これで質問を終わります。

○議長 答弁。竹本副町長。

○副町長 竹本文直議員の再々質問にお答えいたします。

おっしゃるような現場でございますので、人身事故の関係もありまして、そちらのほうでもいろいろ検討させていただいている部分もあります。そういったことが同時に適用できれば、そちらのほうも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了します。

通告第5号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

町営バス・スクールバス事業の令和4年度における除雪機売却及び保険についてお聞きします。

1、除雪機といえば冬場だけですが、その構造から夏場も使えるバケットローダーのことであろうと思いますが、これは町営バス・スクールバス事業用というよりは、土木事業用ではないでしょうか。運行可能かもしれない積雪1、2cmなら人力でもいいんじゃないでしょうか。指定管理者への監督を担当する総務課長として、どのように判断されたのでしょうか。バケットローダーの購入が町営バス事業の費用として適切なものなのかどうか、お答えください。

また、この取得費用はおよそ370万円と聞いており、令和4年6月に売却したとも聞いておりますが、売却額は適切でしょうか。剰余金の算定にも関係いたしますので、できれば売却額もお教えてください。

2番、社長の保険について、節税のためかもしれませんが、町のバス事業とすれば、仮にこれを認めず、算定をすれば丸ごと剰余金にプラスされる計算ですよ、帳簿上ですよ。そうすると、この保険額は1年に四、五百万円としますと、経営にえらい余裕があり過ぎではないですか。これは役員報酬を固定しながらの金額ですし、指定管理料の見直しにつながらないか、課長のお考えをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

まず1問目でございますが、除雪機等の売却でございますが、この件につきましては、適切に業務が行われていると認識しておりますし、また、総務教育民生常任委員会の委員長報告のとおりでございますが、今後も当該指定管理業者との連携を緊密に取り、見直しが必要であれば協議し、よりよくなるように対応していきたいと考えております。

必要かどうかにつきましては、購入段階で必要であると認めたので購入したのではない

かと思えます。それはもちろん会社として必要であると判断したため購入したのではないかと思えます。

2問目の保険でございますが、基本協定書第9条第3項の規定により、指定管理者は管理代行料と利用料金による収入との合計額から実際の管理業務の実施に要した経費に係る適切な支出額を控除した額を得ることができるようになっており、この剰余金については指定管理者の収入となります。ただし、管理代行料、利用料金による収入、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況、施設整備の状況等に照らして過大であると認められる場合は、町と指定管理者との協議により、町に納付すべき額またはその他の目的に充てべき額を定めることとなっており、このことを踏まえ、剰余金の処理については適切に取り扱っております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 適切であるというご答弁だったと思えます。会社としての判断ですね。保険についても適切であったということでございますが。

再質問ですが、ここで私が仮に監督する立場として、実際そういう立場にはございませんが、仮にそういう監督する立場として、適正な剰余金を仮に算出いたします。令和4年度の剰余金114万5,240円。今現在、剰余金の累計額は1,813万9,652円にも及ぶ。この99%のほととは先ほど岡田議員もおっしゃいましたが、公金でございます。指定管理料から受領したものでございます。

仮に過去、支出を認めず、剰余金に算入させた場合の試算ですが、令和2年度の剰余金は172万5,087円ですが、除雪機分370万円を足すと、この年の剰余金が540万円。平成29年度の剰余金は167万4,935円ですが、この年の前払い保険料は435万円。仮にこれを認めなかったとすれば、剰余金は602万円。以上この2件だけで剰余金累計額は805万円増えて、累計額は2,618万円となります。話題にしたこの2件だけで剰余金累計額がこれだけ増える。あくまで試算ですが、これは見直しにつながりませんかという質問です。

このタイヤローダーは令和2年3月に約370万ほどで購入されたんですが、令和4年6月に売却されたというのは前述のとおりですけど、この年の2月、3月は雪がなかったと記憶しております。年度末になっての除雪機の購入は違和感を覚えております。これも町営バスの事業にあまり関係ないと判断されれば、この支出を認めないのも可能なのではないですか。この支出が町営バス事業にとって、なくてはならないものなのか、監督者とし

てお答えください。これは本当の監督者、恐らく総務課長がその任を持っていると思うんですが。

2番目の質問は先ほど言った、見直しにつながりませんか。2,618万円となれば、多少は見直しにつなげることができるんじゃないかという質問で、もう1つは、監督者として、この支出は町営バス事業にとって、なくてはならないものなのかということでお答えいただきたいと思います。以上2件。

○議長 執行部の答弁を求めます。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

先ほどの話の中で、剰余金の累計額が1,800万円という質問があったと思うんですけども、これにつきましては、過去の積み重ねでございますので、過去の積み重ねで、そういう金額になっていると認識しております。

また、必要があったかどうかということにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、その時点で必要があったというふうに認識しておりますし、現在は売却して、ございませんので、これ以上の答弁はございません。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 3回目の質問を行います。

社長の保険ですけども、これははっきり節税目的だとおっしゃっておりまして、また、いつやめてもいいとまで言うておられる。このことから節税目的であることは間違いないんですが、これは目的があまり町長が言うた目的ではないと。節税目的でございましたが、これは指定管理を監督すべき執行部の総務課長に対しては、契約前に何らかの相談をされたんではないですか。どうでしょうかとか。これ時期は分かりませんが、先ほどみたいに3月ぐらいに契約になると、完全にこれは節税目的のみならず、剰余金もちょっと減るというようなことで、我々納税者からしたら剰余金隠しじゃないかというような一般的な考えにもなるんですが、そのことについて担当課長はどのようにお考えになりましたかということでお伺いしたいと思います。

ついでに、協定書に準じて、過去に剰余金の返還を求めた事例がありますか。過去に決算が終わった後、納付をしてくれという話合いをそもそもした事例がありますか。これも聞いておきたいと思います。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

剰余金の返還につきましては、私が知っている限りは、ないと記憶しております。剰余金というよりは、もし収支上余裕があるときには安全設備のほうに使っていただくような話はしたことがあるのかなとは感じております。

次に、保険でございますが、先ほどから申しておりますとおり、これにつきましては、使い道については会社のほうに裁量の余地があると認識しております。

以上です。

○議長 以上で1問目を終了します。

続いて2問目に移ります。よろしくお願ひします。大野直孝君。

○5番 それでは、町営バス・スクールバス事業の屋根つき車庫の調査結果についてをお伺ひいたします。

1番、5月8日、町は総務教育民生常任委員会と共に、町営バス事業について聞き取りを行ったと理解しておりますが、屋根つき車庫についても触れており、同事業を担当する業者の提出書類である決算報告書（第15期）等、これに添付している財産目録にある屋根つき車庫3棟というところですが、現地のご説明時には棟数には触れておらず、単に車庫と言っておられました。以前の報告では、川渡にある車庫、これは旧仁淀村が建てた車庫で、正真正銘、公の施設であって、マネジメントの施設ではないと思われるものも員数に数えておりました。

また、車庫に格納されているものも、現地のお話では町へ無償で貸しているとおっしゃっており、さらに、雨ざらしにされている町営バスも3台あったという実態がありました。そのことからすれば、この業者による議会へ提出した前出決算報告書（第15期）の添付書類、令和3年度付の財産目録に記載のある屋根つき車庫3棟は、どの車庫を意味するのでしょうか。この点に関する町の認識をご説明ください。

もし書類にあるように、令和3年度に3棟あったと言われるならば、その取得年月日、取得価格を教えてください。これは屋根つき車庫を財産として目録に入れ、毎年減価償却をされているとのご説明でしたので、その実態を知るためです。

2番、前項でも触れましたが、町はこの事業者に町営バス・スクールバスを保管する屋根つき車庫の一部を無償で借りているようですが、毎年度支払っている地代家賃約190万円は何のためでしょうか。この地代家賃についてご説明を求めます。よろしくご答弁ください。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 お答えいたします。

まず、提出書類の間違いを町は認識しているかという質問でございますが、これは認識しておりません。

次に、190万円は何のためか説明を求めるということでございますが、これは指定管理者が支出している地代家賃は、田村のバス事務所、駐車場等の土地の賃借料でございます。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 それでは、2回目。これは認識していないということで、町長の答えです。

田村バス事務所の賃借料。バス事務所だけじゃ分かりませんか。これは本社のことですか。本社のこと、そうか。本社も、私の資料に。本社事務所ということですが、本社事務所は減価償却をしているという説明があったと思うんですが、これについて覚えていないですか。本社事務所は減価償却じゃないんですか。減価償却もやって賃料を払うなどということはあっちゃならんでしょ。町は初めて民間の経理を見るんですから、知らんことがあるのも無理はないと思うんですけど、減価償却費というのはあくまで購入した財産の分割払いの費用のことなんですよ。したがって、これが一緒になることはないです、賃借料と。ここもう1回、よう現地へ行って調べてみないかんじゃないですか。いいですか、それで。調べていただけますか。

質問を続けます。今の指摘をもう1回確認しておきますけども、ただいまのご答弁で、賃借料190万円は本社事務所の借り賃であると申しましたが、本社事務所は減価償却でやってございますので、賃借料と重なるはずはございませんので、これは明らかに経理の間違いになります。これはやはり現地で確認、指摘をせないかんと思います、監督者であれば。そのことのご答弁を頂いて、2番目の質問といたします。

○議長 執行部の答弁をお願いします。古味町長。

○町長 質問にお答えいたします。

先ほど言いました田村のバス事務所、そして駐車場等の土地の賃借料ということになりますので、よろしく申し上げます。

○議長 以上で2問目を終わります。

3問目をお願いします。大野直孝君。

○5番 前議会で交際費について答弁がございましたが、これは岡田議員も聞いて

おりますが、再質問でございますので聞きますが、令和5年度の剰余金算定の際に控除される経費として、交際費計上を認めると受け取ってよろしいでしょうか。また、その内容についてはマネジメントサービスに一任し、町は内訳を確認しないと受け取ってよろしいでしょうか。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

交際費につきましては、決算書に計上されたものにつきましては、会社運営に必要な経費と認めております。また、交際費の使途につきましては、検査のときに聞き取りを行って確認をしております。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 聞き取りとなっておりますが、聞き取りでは、はっきり言って検査したことにならない。バス事業に関係のない交際費、慶弔費。例えばバス事業と関係のない取引先への贈答品費や接待交際費や過大なものについては、少なくとも剰余金算定の際に控除される経費として認めるべきではないと思われる。そのような観点から、経費の内訳調査を行っていなかったというのであれば、内訳調査を行っていないと見ますが、過去のものについても早急に調査を行うべきではないでしょうか。聞き取り調査というのは、聞くときもありますけど、実地検査が必要な場合は必ずあります。監査委員さんがやっている例月出納検査は全て実地検査ですね。証拠品を出してこないと検査にならない。これをしないと、調査しに行って、聞いて、その人が何と答えるかというのを、やった人に聞いて、そんな検査はないですね。それはちゃんとやっていると言いますよ、皆さん。そう思いませんか。仮に不正をしていますが、その人に聞いたら、ちゃんとやっていますと言うんです。それは検査ではない、聞き取りではない。聞き取りでは駄目。行って帳簿を確認しないことにはならないですね。

帳簿の確認について言いますと、先ほどの車庫の3棟もちゃんと帳簿についているかどうか、これを確認してください。確認する内容について、聞き取りじゃなくて、帳簿を見て確認するのか、せんのか、お答えください。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 交際費につきましては、まず会計士が作成し、それを税務署に提出し、交際費と認められているものと認識しております。

実地検査につきましては、これは自治法でうたわれておりますが、必要があれば行います。

以上です。

○議長 3回目。大野直孝君。

○5番 その必要であればというのはくせ者でして、まずやらないと見て間違いはないですよ。それでは、この1億円というものを出して、本当にやっているか。我々は疑いを解くことはできんわけですね。

執行部の認識では、予算内であれば構わない、裁量の余地があるじゃ、これあられんことはないですか。形だけでも、もちろん実がついてなければいけません、そう言うてないと、大石さんはその部課の長でしょう。ほかの部門の指定管理に影響が出ませんか。ほかの部門の指定管理をやっている方、ここにも課長さんおられると思いますけど、そういう方らも皆さん帳簿を見ないで聞き取り調査をしていると受け取ってよろしいんですか。どうですか。あなた二重基準なんですか。部下にはちゃんとやらせて、自分は見ない。ちゃんと検査をすべきでないかと申し上げておるんです。仮にほかの指定管理業者は交際費を使い出したら、あなた何と言いますか。今のところ私は聞いていないですけどね。聞いた人によると、そんなのとんでもないという人が多いらしいですよ。あなたがそんなに緩くて検査もせんと言っている。ほな、ほかのそこはどうしますか。あなたは職務を果たしているんですか。総務課長ですからね。もし町に何かあれば、部長、教育長の後、あなたが指揮するわけですよ。それができないというのであれば、あなたはそこに座っている資格はないです。はっきり言うときます。そうしないと、ほかの課長さんにも影響がある。私はそういう点を心配しております。

検査するのかどうか。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 総務課長が先ほど答弁したのは、会計士また税理士、そういった方が認めたものを再検査する必要はないものと答弁したものであり、私のほうもそのとおりで考えます。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終了いたします。

通告第6号、議席番号9番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○9番 通告第6号、議席番号9番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

まず、本題に入る前に、この事故で不幸があった皆様に対しまして、このたびは誠にご

愁傷さまでございます。心からお悔やみ申し上げます。

それでは質問に入ります。質問は水難事故の防止についてでございます。

8月13日に発生しました水難事故について、町長は行政報告で述べられました。そしてまた新聞等でも報道されております。ここに手元に持っているのは新聞に掲載された記事ですけども、ここに一部、町長の答弁もございまして、県の河川課の答弁も含まれております。

この事故では、土居川の宮崎の河原でカヌーが転覆して、それに乗っていた男性が死亡したといった事故でございます。死亡した60代の男性は兵庫県から家族と共に来られてカヌーをしていましたが、転覆してカヌーにしがみつきの助けを求めたそうですが、それを聞いた人も水の量が多くて手がつけられなかったというような状況だったと聞いています。

当日は降り続く雨で増水しておりまして、下流の土居川取水ダムの左岸側にあるゲートを開いて放流していたという感じだと思うんですが、池川大橋より下流には急流になる場所がございます。こんな条件の中でカヌーをするというのは非常に危険な行為であったと私自身は分かっていますが、この一番の問題点というのは、川の危険な場所を知らないということです。地元の人はいさよから川を見ているので、どこが危ないかということを知っているんですが、遠くから来て、少々増水していても、せっかく来たのだからやりたい、その気持ちは分かるんですけども、やはりそこは自己責任という形で済ませてはいけないこととございます。

私はちょうどこの前日に川を見たんですけども、土曜日の日。このときは川が結構増水していました。まさかこんなときにカヌーをする人はいないだろうと思ながらも様子を見ていたんですが、すごい人が来ているのでびっくりしたんですけども。そしてその事故の後にも現地を細かく見ましたが、水難防止対策と判断できるものはなくて、注意喚起看板もありませんでした。ライフジャケットを着用していなかったなど自己責任はあるにしても、水難事故を防止する注意喚起が必要であり、これは地元の自治体がやるべきではないかと思っております。

現在、水難を防止する対策として、どのような取組を実施しているのでしょうか。また、今回の事故を受け、改善すべき点があるのではないのでしょうか。以上、町長に質問します。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

近年、仁淀ブルー効果などにより、県内外からキャンプや川遊びに来られる観光客が多

くなっています。遊び方も多種多様で、個人でSUPやカヌーなどを持ち込み、川遊びを楽しんでおられます。川は誰もが自由に利用することができるとして開放されていることから、町として規制を行うことができませんので、川を利用する方一人一人が安全に十分気を配っていただき、利用していただくことに頼るしかできないのが現状であります。

既に関係機関との協議を開始しており、川を利用される方々が安全に利用できる方法を、町としてどこまでできるのか模索してまいりたいと思います。

また、今できる町独自の取組といたしましては、町でライフジャケットを用意し、緩やかな流れのとき、個人的に川を利用される方が忘れてこられ、必要とされる場合は貸出しするといったことも現在準備中であります。

さらには注意喚起の看板設置についても、県と協議の上で町有地内に設置することも検討したいと考えております。

○議長 2回目。藤崎源彦君。

○5番 それでは自席で再質問します。

この川の危険な場所。あそこの取水のダムの下流、長屋地区ですね。あそこに危険な場所が何か所かあります。主に1つの目安としては、大きな岩がある。せったような形が入っているところは必ず下を急流が流れています。そういったところに行くと、水量が多いと、波で岩にたたきつけられる。水量がちょっと減っても、底のほうから吸い込まれるという形で非常に危険な場所があります。それはあそこの長屋だけじゃなくて、川口までの間に何か所かあります。私は子供の頃からずっと見ているので分かっているんですけども、そういったことで地元の人には危ないところは行かない。知っていますから。そういう知識と経験があるから、そこはちゃんと察知してやっています。

この質問を取り上げた一番の理由は、こういった水難事故をきっかけに、いわば町のイメージダウンにもなりますし、ちゃんと安全管理ができていけるのかなという監視される目もあると思うんです。ですから、これを機にしてもいいので、この河川の水難を防止する策というのは、皆さんに具体的にこうやってやりますという方向を示してほしいから、この質問をしたわけです。これについてお答えできれば、よろしく申し上げます。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 再質問にお答えします。

私も搜索現場に駆けつけて、周辺の状況を確認しました。増水のため、アウトドアセンターは当然、営業はしておらず、個人的に川遊びをしている方がおられました。

川は誰もが自由に利用することができることとして開放されているとはいえ、安全に利用していただくため、関係機関との協議や注意喚起の看板の設置など、安全対策を講じていかなければならないと思っております。

しかしながら、川に入れる場所と申しますか、そういった箇所は町内に多数ありますので、多く利用されているところを中心に、増水時には云々という看板設置といったことも、これから設置していきたいと考えております。また、放流について、四国電力のほうにもいろいろと相談も現在しておるところであります。

以上です。

○議長 藤崎源彦君。

○5番 それでは、再々質問になりますが、今度は本町の町民の水難を防ぐ、そういった対策について少しお答え願いたいと思います。

個人的には、子供たちへの指導、教育が最も重要だと考えます。それは、川には危険な場所が多くありますが、それを知らない子供たちが多いのではないかという心配からです。川に関して危険を知らない、これが一番のキーワードだと思います。

そこで、これは教育長に質問します。学校では川遊びをする際の注意点についてどのような指導をしているか、お答え願います。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 藤崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、小学校のほうでは、夏休み前に生活指導担当者が児童に対して、川には子供だけでは行かない、大人と一緒に行くようにと指導しております。各小学校についても同じようなことです。中学校につきましては、川に限ったことではありませんけれども、危険なところには行かないように、これもまた夏休み前に注意喚起をしております。

実際、遊泳可能な場所というのは、以前からPTAが浮輪を用意しておりまして、そこで保護者が設置した浮輪がある場所で泳ぐように、学校側では指導をしておるところです。

川での危険な場所というのはなかなか、学校の先生も分からないと思います。それでも大人が行った折に、子供に対してここは危険といいますか、そういったところは注意していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 以上で藤崎源彦君の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了します。

暫時休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は全て終了しました。これにて散会といたします。

明日、4日目最終日、10時からとなっておりますので、よろしく願いいたします。皆様、お疲れさまでした。

午後 2時05分 散会